

山梨県公報

第十二百三十七号

平成十三年

十月二十五日

木曜日

目次

総合保養地域整備法に基づく基本構想の変更	五六五
土地収用事業の認定	五六五
道路の区域変更	五六五
道路の供用開始(二件)	五六五
公告	五六六
公共測量の実施	五六六
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	五六六
公安委員会	五六六
遊技機の型式の検定	五六六

告示

山梨県告示第四百七十六号

総合保養地域整備法(昭和六十二年法律第七十一号)第六条第二項において準用する同法第五条第四項の規定により、同法第一条に規定する整備に関する基本構想の変更が同意されたので、当該変更後の基本構想を山梨県総務部市町村課において縦覧に供する。

平成十三年十月二十五日

山梨県知事 天野 建

山梨県告示第四百七十七号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十三年十月二十五日

山梨県知事 天野 建

一 起業者の名称

白根町、八田村学校給食組合

- 二 事業の種類
白根町、八田村学校給食組合立学校給食センター改築更新事業
- 三 起業地
収用の部分 中巨摩郡白根町大字百々字南原及び大字在家塚字芝原地内
使用の部分 なし
- 四 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
白根町教育委員会生涯学習課

山梨県告示第四百七十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十三年十一月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十三年十月二十五日

山梨県知事 天野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府市川大門線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	新	旧		
中巨摩郡田富町大字山之神字居村三四七六番の三地从り 中巨摩郡田富町大字山之神字居村三五三五番地先まで	三三三・〇〇	二六・五〇	三三三・〇〇	一六八・〇〇
	五一一・三			一六八・〇〇

山梨県告示第四百七十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十三年十一月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十三年十月二十五日

山梨県知事 天野 建

道路の種類	路線名	区 間	延 (メートル)長	供用開始の 期日

県道	甲府市川大門線	中巨摩郡田富町大字山之神字居村三四七番の三地先から中巨摩郡田富町大字山之神字居村三五三五番地先まで	一六八・〇	平成十三年十月三十一日
----	---------	---	-------	-------------

山梨県告示第四百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十三年十一月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十三年十月二十五日

山梨県知事 天野 建

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	葎崎櫛形豊富線	中巨摩郡若草町大字鏡中条字知光一五〇六番地先から中巨摩郡田富町大字白井阿原字葎原一五七七番の七地先まで	一五〇三・〇	平成十三年十月三十一日

公 告

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成十三年十月十日付けで国土交通省関東地方整備局富士川砂防工事事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成十三年十月二十五日

山梨県知事 天野 建

- 一 作業種類 公共測量（一万分の一及び一万二千五百分の一の空中写真撮影）
- 二 作業期間 平成十三年十月十一日から平成十四年三月二十五日まで
- 三 作業地域 北巨摩郡白州町、同郡武川村及び南巨摩郡早川町の全域並びに葎崎市、中巨摩郡芦安村、南巨摩郡中富町及び同郡身延町の一部

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十三年十月二十五日

山梨県知事 天野 建

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡敷島町中下条字三味堂九七七の四の一部、九七七の一〇の二部、九七九の三、九七九の四、九八〇の一、九八〇の二、九八〇の三、九八〇の四、九八〇の五及び九八〇の六
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道 路	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び敷島町役場に備え置いて縦覧に供する。

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都新宿区新宿三丁目三十六番六号 中央都市建設株式会社 代表取締役 藤澤 進

公安委員会

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十一号）第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十六年十月二十四日までとする。

平成十三年十月二十五日

山梨県公安委員会 委員長 風間 善 樹

申請者氏名又は名称及び住所	型 式	概 要	
	遊技機の種類及び区分	型 式 名	製造又は輸入業者名
株式会社パルテック 代表取	パカラ	株式会社	検定番号
回胴式遊技機	パカラ	株式会社	一四〇三九二

株式会社エイベックス 代表	回胴式遊技機 規則第六條第 二號(別表第 五)	ルーツ	株式会社	一四〇三七〇
株式会社エマ 代表取締役 赤松泰治 兵庫伊丹市北伊丹九丁目八 番地の四	回胴式遊技機 規則第六條第 二號(別表第 五)	ロブスロ ツター	株式会社 エマ	一四〇三三五
株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬桐生市境野町七丁目二 番地	ぱちんこ遊技 機規則第六條第 一號イ(別表 第二)第一種特別電 動役物	SCR花満	株式会社 ソフィア	一〇〇四二六
株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬桐生市境野町七丁目二 番地	ぱちんこ遊技 機規則第六條第 一號イ(別表 第二)第一種特別電 動役物	SCR事件 です	株式会社 ソフィア	一〇〇三五八
株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一 丁目一番四号	ぱちんこ遊技 機規則第六條第 一號イ(別表 第二)第一種特別電 動役物	CR熱血 竜馬V	株式会社 藤商事	一〇〇四二八
京楽産業株式会社 代表取締役 榎本宏 愛知県名古屋市中川区尾頭橋 三丁目二〇番八号	ぱちんこ遊技 機規則第六條第 一號イ(別表 第二)第一種特別電 動役物	CR熱闘 クワブX1	京楽産業 株式会社	一〇〇四二二
山佐株式会社 代表取締役 佐野慎一 岡山県新見市高尾三六二番地 の一	回胴式遊技機 規則第六條第 二號(別表第 五)	キングパ ルサー	山佐株式 会社	一四〇三五四
岡崎産業株式会社 代表取締役 岡崎安弘 三重県松阪市中万町鐘突二一 八五番地の二	回胴式遊技機 規則第六條第 二號(別表第 五)	ズンライ	岡崎産業 株式会社	一四〇三八〇
締役 中野純弘 大阪府大阪市北区東天満二丁 目一番二号	規則第六條第 二號(別表第 五)		クバルテッ	

株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬桐生市境野町六丁目四 番地	ぱちんこ遊技 機規則第六條第 一號イ(別表 第二)第一種特別電 動役物	CRファイ ののけJ	株式会 社三共	一〇〇二二一
奥村遊機株式会社 代表取締役 上野栄作 愛知県名古屋市中区和鶴舞二 丁目二番一八号	ぱちんこ遊技 機規則第六條第 一號イ(別表 第二)第一種特別電 動役物	CRあし たのジョ	奥村遊機 株式会社	一〇〇四三二
株式会社ダイドー 代表取締役 寶田久治 東京都渋谷区東二丁目二三番 三号	回胴式遊技機 規則第六條第 二號(別表第 五)	FG トゴース	株式会 社ダイ ドー	一四〇四〇九
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬桐生市境野町六丁目四 番地	ぱちんこ遊技 機規則第六條第 一號イ(別表 第二)第一種特別電 動役物	CRファイ ののけJ P つちん S	株式会 社三共	一〇〇三八五
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬桐生市境野町六丁目四 番地	ぱちんこ遊技 機規則第六條第 一號イ(別表 第二)第一種特別電 動役物	CRファイ ののけJ 9	株式会 社三共	一〇〇二二三
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬桐生市境野町六丁目四 番地	ぱちんこ遊技 機規則第六條第 一號イ(別表 第二)第一種特別電 動役物	CRファイ ののけJ 8	株式会 社三共	一〇〇二二一
取締役 望月光三 東京都台東区上野七丁目四番 九号	規則第六條第 二號(別表第 五)		エイペッ クス	

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番